

監査公表第14号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年2月10日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
健康福祉部（こども園等）
千郷東こども園、千郷中こども園、千郷西こども園、長篠こども園、
鳳来こども園、山吉田こども園、大野こども園、おおぞら園

第3 監査に当たった監査委員
原義弘、山口洋一

第4 監査の期間
令和4年11月2日～令和5年2月3日

第5 監査の方法
令和4年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度を実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各署所の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

健康福祉部（こども園等）

【千郷東こども園、千郷中こども園、千郷西こども園、長篠こども園、鳳来こども園、山吉田こども園、大野こども園、おおぞら園】

指摘事項

- 1 公有財産の管理台帳について、特に鳳来地区の土地の取得価格が不明なものが多く見られる。鳳来総合支所の改築に伴う資料の整理に合わせて、台帳を整備されたい。

意見

- 1 こども園の経営形態は、園の規模にかかわらず一律的に行われているが、園児の多い園と少ない園では、子供たちにとって環境が大きく異なるので、規模に応じた運営面での方針についてご検討いただきたい。
- 2 新型コロナ対策は、新たな局面に移行しようとしているが、国や県から方針が示される中で、新城市として子供目線、保護者目線で対応を見直して行っていただきたい。
- 3 報道等で民間の保育園、或いは幼稚園で子供に対する虐待が報じられている。新城市のこども園でそのようなことが起きることがないように、日頃から適切な保育を徹底していただきたい。
- 4 各こども園の地域自治区との関わり方に温度差がある。こども園の運営は地域と一体となって取り組んで行くことが必要であり、できるだけ地域自治区との連携を図っていただきたい。
- 5 外国籍の園児に対する言葉の問題については、これまでのブラジル、中国、フィリピンといった国以外に、今後はベトナムを中心とした東南アジアの国々からの子供たちの入園が増えるものと予想されるので、きちんと対応ができるよう備えておいていただきたい。